

わたSHIGA輝く国スポ大津市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

2 契約

市実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

3 保険内容

市実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険、傷害保険及びボランティア活動保険に加入するものとし、保険内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任保険

国スポ開催期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、総合案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、市実行委員会が所有又は管理運営するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物	—	1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

市実行委員会が管理運営する救護所等での医師又は看護師等の業務により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

市実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託物賠償事故

市実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

(2) 傷害保険

被保険者が、国スポ開催期間中等に国スポの準備若しくは国スポの運営に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

また、一般観覧者においては、市実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。

被保険者	保険金額（支払限度額）		
	死亡・後遺 障害	入院日額	通院日額
大会役員	2,500 万円	5,000 円	3,000 円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員			
一般観覧者			
医師	1 億 5,000 万円	30,000 円	10,000 円
看護師	3,000 万円	10,000 円	5,000 円
理学療法士			

(3) ボランティア活動保険

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償及び競技会補助員が国スポ開催期間中等に国スポの準備若しくは国スポの運営に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 人	1 事故
対人・対物	5 億円	5 億円

被保険者	保険金額（(支払限度額)		
	死亡・後遺 障害	入院日額	通院日額
競技会補助 員	1,040 万円	6,500 円	4,000 円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震及び台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害保険

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震及び台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病又は心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺又は犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

(3) ボランティア活動保険

同項第1号及び第2号に準じる。

5 事故報告

- (1) 競技会係員は、国スポ期間中等に事故が発生したときは、速やかに市実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 市実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、ボランティア活動保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについても、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月8日から施行する。

(様式第1号)

事故報告書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会 会長 様

報告者 _____

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	大会役員・競技会役員・競技役員・競技補助員・ 競技会補助員(ボランティア)・一般観覧者・医師・ 看護師・理学療法士
	住所	
	氏名	年齢 歳 男・女
	電話番号	
	親権者氏名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名称	
	電話番号	
	担当医師	
傷害内容	傷病名	
	症状・程度など	

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 大津市観光・おもてなし実施要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、本市の歴史・文化・自然などの様々な魅力の紹介や、本市へ「来てよかった」「また大津にきたい」と思っただけけるよう、心のこもったおもてなしの提供について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 観光

大会参加者等に本市の様々な魅力に触れる機会を創出するため、本市の観光地や名産品等を市実行委員会ホームページやSNS等で発信する。

(2) おもてなし

- ア 接遇意識の高揚を図るため、競技会係員やボランティア等に対して必要な研修会等を行う。
- イ 両大会終了後の本市へ「来てよかった」「また大津にきたい」と思っただけけるよう、大会参加者等との交流を図るため、競技会場等において本市の魅力を感じていただける取組を実施するほか、観光ガイドブック等の配布を行う。

3 その他

- (1) この事項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における観光・おもてなしについても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会におけるおもてなしについては、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月8日に施行する。

わたSHIGA輝く国スポ大津市案内所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報を広く提供するとともに案内業務等を行うための案内所の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 案内所の種類

総合案内所及び受付案内所とする。

3 設置場所

(1) 総合案内所

関係機関、団体等と協議の上、主要駅等に設置する。

(2) 受付案内所

関係機関、団体等と協議の上、競技会場等に設置する。

4 設置期間

(1) 総合案内所

関係機関、団体等と協議の上、定める。

(2) 受付案内所

各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

原則として、次のとおりとする。

ただし、関係機関、団体等と協議の上、変更できるものとする。

(1) 総合案内所

午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 受付案内所

開会行事又は競技の開始1時間前から閉会行事又は競技の終了後30分までとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

ア 総合案内所の管理運営に関すること。

イ 配布物の管理に関すること。

ウ 競技及び観光等の案内に関すること。

エ 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること。

オ その他各種案内に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 大会参加者等の受付及び案内に関する事。
- イ 競技案内に関する事。
- ウ 交通、宿舎及び観光の案内に関する事。
- エ 遺失物及び拾得物の受付に関する事。
- オ 迷子等の対応に関する事。
- カ その他各種案内に関する事。

7 関係機関、団体等の協力

総合案内所等の設置及び運営管理を円滑に行うため、関係機関、団体等の協力を得て、実施するものとする。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における総合案内所等についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における業務内容については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月8日に施行する。

わたSHIGA輝く国スポ大津市休憩所等設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、憩いの場、交流の場、おもてなしの場を提供するため、休憩所等の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

原則として各競技会場に1箇所とする。

ただし、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。

4 開設時間

原則として開会行事又は競技の開始1時間前から閉会行事又は競技の終了後30分までとする。

ただし、関係機関、団体等と協議の上、変更できるものとする。

5 業務内容

（1）休憩所

大会参加者等が休憩する場であるとともに、相互に交流を図る場を提供する。

（2）ドリンクコーナー

大会参加者等に対し、飲料水等を提供する。

（3）ふるまいコーナー

大会参加者等に対し、地元の食材等を活用した料理または名産品等を提供する。

6 その他

（1）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における休憩所等の設置及び運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

（3）「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における業務内容については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月8日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市歓迎装飾実施要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の歓迎、市民の開催機運や歓迎ムードを高めるための歓迎装飾について、必要な事項を定めるものとする。

2 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

3 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

4 装飾内容

看板、横断幕、のぼり旗、プランター等を設置する。

なお、設置の際は、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、関係機関、団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾に努める。

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における装飾内容については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月8日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ大津市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関、関係団体等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当調達については、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次のとおりとする。

（1）斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等に斡旋する弁当をいう。

（2）支給弁当

競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当については各競技会の開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については各競技会の準備・運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、公益社団法人日本スポーツ協会が定める第79回国民スポーツ大会（滋賀県）宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

弁当調製施設の指定は、次のとおりとする。

（1）市実行委員会宿泊・衛生専門委員会に設置する弁当部会において選定し、市実行委員会が指定する。

（2）市実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

8 指定取り消し

指定取り消しは、前項の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止もしくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他市実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所の設置及び運営は、市実行委員会が衛生上の安全確保に配慮し、適切に行う。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における弁当調達業務実施については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月10日から施行する。

(様式第1号)

弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会会長

「わたSHIGA輝く国スポ」及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会 宿泊・衛生専門委員会弁当部会設置要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会宿泊・衛生専門委員会における弁当に関する部会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 名称

名称は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会宿泊・衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。

3 所掌事項

所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 弁当調製施設の選定に関すること。
- (2) 弁当メニューに関すること。
- (3) その他弁当に関すること。

4 部会長等

部会は、部会長及び部会委員をもって組織し、部会長及び部会委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和5年2月10日から施行する。

別表

役 職 名	所属機関・団体名
部 会 長	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会事務局長
部 会 委 員	公益社団法人びわ湖大津観光協会会長が推薦する者
部 会 委 員	公益社団法人滋賀県栄養士会会長が推薦する者
部 会 委 員	大津市食品衛生協会会長が推薦する者
部 会 委 員	大津調理師会会長が推薦する者
部 会 委 員	レーク滋賀農業協同組合大津地区担当常務理事が推薦する者
部 会 委 員	大津市健康保険部保健所衛生課長が推薦する者

わたSHIGA輝く国スポ大津市リハーサル大会輸送計画

1 目的

わたSHIGA輝く国スポ大津市競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）の開催に際し、輸送業務を円滑に行うため、「第79回国民スポーツ大会大津市輸送・交通実施要項」に基づき、輸送計画を策定する。

2 基本的な考え方

(1) 計画輸送実施競技の選定方針

ア 選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送は原則行わず、既存の公共交通機関等を利用した自主移動とするが、競技の特殊性や競技会場の立地等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

イ 「わたSHIGA輝く国スポ」に向けた検証が必要な競技については計画輸送を行う。

(2) 実施内容

計画輸送を実施する場合は、バス又はタクシーを利用し、必要に応じて競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、主要な駅及び指定駐車場、その他関連諸行事の会場の間を輸送する。

3 競技別輸送計画書

計画輸送を実施するリハーサル大会ごとに、輸送方法等を定めた競技別輸送計画書を作成する。

4 駐車場

(1) 大会参加者等の駐車場を確保する必要がある場合は、原則競技会場内とするが、競技会場内に駐車可能なスペースが十分に確保できない場合や施設の立地等を考慮し、必要に応じて競技会場外に指定駐車場を確保する。

(2) 駐車場は、大会参加者等（一般観覧者を除く。）を優先し、空きがある場合は、一般観覧者用の駐車場を設ける。

(3) 駐車場への誘導を円滑に行うため、必要に応じて大会参加者等（一般観覧者を除く。）に対し事前に駐車許可証を交付する。

(4) 大会参加者等が指定外の駐車場等へ駐車することがないように周知徹底を図る。

5 来会方法等の把握

リハーサル大会開催前に、必要に応じて大会参加者等（一般観覧者を除く。）に対し来会意向調査等を行い、来会時の交通手段や宿舎等の把握に努める。

6 その他

(1) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 「わたSHIGA輝く障スポ」のリハーサル大会における輸送計画の実施については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの計画を準用する。

附則

この計画は、令和5年2月10日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ大津市消防防災・警備業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会大津市消防防災・警備基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における消防防災業務及び警備業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施場所

消防防災業務及び警備業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）とする。

3 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める国スポ開催前及び国スポ開催期間中とする。

4 実施体制

消防防災業務及び警備業務の実施体制は、次のとおりとする。

（1）国スポ開催前

大津市消防局及び関係機関、関係団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で実施する。

（2）国スポ開催期間中

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実施本部内に設置した消防・警備部が、必要に応じて実施する。

5 消防防災業務

（1）基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。

イ 大津市地域防災計画、大津市水防計画、大津市消防局が定める警備計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

（2）実施内容

ア 国スポ開催前

（ア）競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。

（イ）競技会場等における消防用設備及び水利等の点検整備に関すること。

（ウ）消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。

（エ）防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関すること。

（オ）競技会場等での避難訓練に関すること。

（カ）競技会場等の予防査察に関すること。

（キ）その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 国スポ開催期間中

（ア）競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。

- (イ) 競技会場等の救急救助に関する事。
- (ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関する事。
- (3) 広域配宿に係る対策
広域配宿が生じた場合は、宿泊市町及び関係機関、関係団体等と連携し対応する。
- (4) 大規模災害に係る対策
大規模災害が発生した場合は、関係機関、関係団体等と連携し対応する。

6 警備業務

(1) 基本的事項

競技会場等における雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 国スポ開催前

- (ア) 競技会場等における警備体制の確立に関する事。
- (イ) 実地踏査の実施に関する事。
- (ウ) 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- (エ) 通信体制の確立に関する事。
- (オ) 関係機関、関係団体等との情報連絡体制の確立に関する事。
- (カ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関する事。
- (キ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 国スポ開催期間中

- (ア) 競技会場等における事故及び事件の防止に関する事。
- (イ) 競技会場等での交通誘導警備に関する事。
- (ウ) 選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の競技会場等での誘導及び混雑防止に関する事。
- (エ) 競技会場等における犯罪の予防に関する事。
- (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 迷子及び遺失物等への対応に関する事。
- (キ) 入退場者管理に関する事。
- (ク) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ケ) 競技会場、練習会場、駐車場への不法侵入の予防及び施錠確認等の管理に関する事。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
- (サ) 情報通信業務の実施に関する事。
- (シ) その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案が発生した場合は、関係機関、関係団体等と連携し対応する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における消防防災・警備業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における消防防災業務及び警備業務については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月10日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ大津市リハーサル大会消防警備計画

1 目的

わたSHIGA輝く国スポ大津市競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）の開催に際し、消防防災業務及び警備業務を円滑に行うため、「わたSHIGA輝く国スポ大津市消防防災・警備業務実施要項」に基づき、消防警備計画を策定する。

2 実施体制

リハーサル大会における消防防災業務及び警備業務は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実施本部（以下「実施本部」という。）内に設置される消防・警備部が行う。

3 実施期間

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認めるリハーサル大会開催期間中とする。

4 競技会場及び競技名

ア 皇子山総合運動公園陸上競技場	サッカー
イ 伊香立公園芝生グラウンド	サッカー
ウ 甲賀市水口スポーツの森陸上競技場	サッカー
エ 大石緑地スポーツ村テニスコート	テニス
オ 関西みらいローイングセンター (滋賀県立琵琶湖漕艇場)	ローイング
カ 滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)	体操（競技、新体操、トランポリン）、 バスケットボール、バドミントン
キ 大津市柳が崎特設セーリング会場	セーリング
ク ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	フェンシング、空手道
ケ 滋賀県警察学校射撃場	ライフル射撃（25m）
コ 瀬田川特設カヌー会場	カヌー（スラローム、ワイルドウォーター）

5 消防防災業務

(1) 基本的な考え方

消防・警備部は、リハーサル大会の開催時間中、各競技会場に出向し巡回警備を行うことを基本とし、巡回警備中に各競技会場外で災害が発生した場合は、災害対応を優先とする。

(2) 消防防災体制

- ア 別に定めるリハーサル大会消防巡回警備計画表に基づき、巡回警備を行う。
- イ 巡回警備時は、指定の駐車位置又は出動体制に支障のない場所に駐車する。
- ウ 巡回警備時は、無線機（大津市消防局連絡用）及び各競技会場の実施本部が貸与する無線機（実施本部連絡用）を携行する。

エ 巡回警備を行った際は、別に定めるリハーサル大会消防巡回警備報告書に必要な事項を記入し、巡回警備終了後、実施本部に提出する。

(3) 災害対応

ア 巡回警備中に災害が発生した場合は、大津市消防局通信指令課（消防指令センター）に通報するとともに、実施本部に連絡する。

イ 傷病者を病院へ搬送した場合の対応は、次のとおりとする。

(ア) 出動した各隊は、搬送先等の情報を大津市消防局通信指令課（消防指令センター）に連絡する。

(イ) 大津市消防局通信指令課（消防指令センター）は、実施本部へ搬送者の情報提供に努める。

ウ 多数傷病者事故、化学剤・生物剤の漏洩、流出等の特殊な災害が発生した場合の対応については、大津市消防局出動計画に定めるとおりとする。

6 警備業務

(1) 警備員配置体制

ア 警備員配置場所

競技会場、練習会場、駐車場及びその周辺道路等（以下「競技会場等」という。）とする。

イ 警備員配置期間

市実行委員会が必要と認めるリハーサル大会開催期間中とする。

(2) 業務内容

ア 交通誘導警備

(ア) 競技会場及び練習会場の駐車場における指定車両の識別（駐車許可証の確認）及び誘導を行う。

(イ) 競技会場等における車両及び歩行者の整理並びに誘導を行う。

(ウ) 競技会場等における違法駐停車の防止及び排除を行う。

イ 夜間警備

(ア) 仮設物、備品、会場装飾物等の火災及び盗難並びに損壊等の防止を行う。

(イ) 不審者及び不審物への警戒を行う。

(ウ) 事故発生時における関係機関、関係団体等への通報を行う。

ウ 会場警備

(ア) 競技会場内における不審者及び不審物に対する警戒を行う。

(イ) 競技会場内における不審者及び不審物を発見した場合は、関係機関、関係団体等への通報及び適切な初動措置を行う。

(ウ) 撮影禁止区域内での撮影者への対応を行う（撮影規制区域等における撮影許可を受けていない者への対応も含む）。

エ その他

(ア) 事故発生時及び緊急時における実施本部への連絡を行う。

(イ) 選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の生命、身体及び財産を守るために必要な警備を行う。

(ウ) 警察活動及び消防活動への協力を行う。

7 その他

- (1) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 「わたSHIGA輝く障スポ」競技別リハーサル大会における消防防災業務及び警備業務については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの計画を準用する。

附則

この計画は、令和5年2月10日から施行する。